

株式等振替制度に係る手数料に関する規則の一部改正について

1 株式等振替制度に係る手数料に関する規則(平成20年8月15日通知)

(下線部分変更)

新	旧																
別表	別表																
株式等振替制度に係る手数料表	株式等振替制度に係る手数料表																
1. 機構加入者に対する手数料	1. 機構加入者に対する手数料																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料項目</th> <th>区分</th> <th>徴収対象者</th> <th>徴収料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率	(略)				<table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料項目</th> <th>区分</th> <th>徴収対象者</th> <th>徴収料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率	(略)			
手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率														
(略)																	
手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率														
(略)																	
(注) 1. ~ 6. (略)	(注) 1. ~ 6. (略)																
7. 振替新株予約権付社債及び振替新株予約権における口座管理手数料の口座残高比例部分の算出に係る振替単位とは、振替新株予約権付社債については各社債の金額、新株予約権については新株予約権の数をいう。 <u>ただし、当該新株予約権の目的となる株式の発行者が単元株制度を採用している会社である場合には、当該新株予約権の口座残高を新株予約権の目的となる株式の単元株式数で除した数とする。</u>	7. 振替新株予約権付社債及び振替新株予約権における口座管理手数料の口座残高比例部分の算出に係る振替単位とは、振替新株予約権付社債については各社債の金額、新株予約権については新株予約権の数をいう。																
8. ~ 15. (略)	8. ~ 15. (略)																
2. 発行者に対する手数料	2. 発行者に対する手数料																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料項目</th> <th>区分</th> <th>徴収対象者</th> <th>徴収料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率	(略)				<table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料項目</th> <th>区分</th> <th>徴収対象者</th> <th>徴収料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率	(略)			
手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率														
(略)																	
手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率														
(略)																	

(注) 1. ~ 4. (略)

5. 振替新株予約権付社債及振替新株予約権における振替制度利用料の振替単位とは、振替新株予約権付社債については各社債の金額、振替新株予約権については新株予約権の数をいう。ただし、当該新株予約権の目的となる株式の発行者が単元株制度を採用している会社である場合には、当該新株予約権の機構取扱残高を新株予約権の目的となる株式の銘柄の単元株式数で除した数とする。

6. ~ 11 (略)

(注) 1. ~ 4. (略)

5. 振替新株予約権付社債及振替新株予約権における振替制度利用料の振替単位とは、振替新株予約権付社債については各社債の金額、振替新株予約権については新株予約権の数をいう。

6. ~ 11 (略)

2 附 則

この改正規定は、平成 22 年 3 月 29 日から施行する。ただし、株式等の振替に関する業務規程第 6 条第 4 号に規定する総額買取型新株予約権に係る口座管理手数料及び振替制度利用料については、平成 22 年 7 月分の手数料の計算から適用する。

以 上